

## 第4回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年4月22日(木) 13時30分～14時50分

2 開催場所 天栄村役場 正庁

3 出席委員 (8人)

内	山	正	勝
円	谷		要
松	崎	兵	一
石	塚	繁	男
小	針	重	男
佐	藤	正	尉
常	松		栄
佐	藤	光	榮
大	須賀		隆
塚	目		剛
佐	藤	恵	司
金	子	光	彌
小	針	一	之
星			昇

4 欠席委員 (1人)

塩 田 善 大

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について

議案第2号 令和3年度農用地利用集積計画適否決定について

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。  
開会を職務代理よりお願いいたします。

職務代理 事務局長 会長 事務局長 これより令和3年第4回天栄村農業委員会総会を開会致します。  
続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。  
(会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることと  
なっておりますので、会長よろしくお願い致します。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、よろしくお願い致します。  
出席、本日の出席委員は8名、届出欠席委員は 塩田委員 です。よって天  
栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立し  
ております。議事録署名委員の指名については 石塚委員 、 佐藤(正)  
委員 の両名をお願い致します。  
それでは議事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」  
の件を議題といたします。事務局より説明を願います。  
事務局 (1ページ～4ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)  
意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせていた  
だきます。  
(13:40決定)

議長 続いて議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定につい  
て」の件を議題といたします。  
No.1について事務局より説明を願います。  
事務局 (5ページ、7ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願  
いたいと思います。 7番委員 よりご説明願います。

7番委員 4月16日に譲渡人の [ ] さん宅に訪問し確認したところ、間違いご  
ざいませぬ。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
議長 それでは意見・質疑なしと認め、これより採決致します。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(13:46決定)

議長 続いてNo.2について事務局より説明をお願いします。  
事務局 (6ページ、8ページ朗読)  
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。1番委員 よりご説明願います。  
1番委員 この件につきまして4月16日、[ ]さん本人にお会いし、確認致しました。相違はないとのことでご審議の程よろしく願います。  
議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)  
意見・質疑なしと認め、これより採決致します。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(13:51決定)

議長 続いてNo.3について事務局より説明をお願いします。  
事務局 (7ページ、9ページ朗読)  
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。4番委員 よりご説明願います。  
4番委員 この件につきましては、双方へ電話確認したところ、事務局の説明どおり間違いないということ、確認いたしました。審議の程、よろしく願います。  
議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
8番委員 10aあたりの単価[ ]円は、妥当なのかどうか説明願います。  
事務局 [ ]さんの家庭状況ですが、世帯主ということで旦那様に先立たれてしまっており、本人もご高齢で農業ができる状況でないと伺っております。また、以前は、[ ]さんへお貸ししておりましたが、田が小さくなかなか耕作が難しいということで、すぐ隣のほ場耕作している[ ]さんが、今回依頼を受けたそうです。ほ場の条件や面積も小さいためこの価格での売買となったようです。8番委員さんがおっしゃったように、大里地区での売買のケースは少なく、通常の相場からすれば、この価格は安いですが譲受人・譲渡人の合意のもとで、この内容でということでした。  
議長 異議なしと認め、これより採決致します。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(13:55決定)

続いてNo.4について事務局より説明をお願いします。

事務局

(8ページ、10ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議をお願いします。8番委員 よりご説明願います。

8番委員

4月20日の日に、■■■■さん宅へ訪問し確認いたしました。事務局の説明どおり間違いはないですが、親子間での経営移譲ということで確認いたしました。ご審議の程、よろしく願います。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:02決定)

議長

続いて議案第2号「令和3年度農用地利用集積計画適否決定について」を議題といたします。

No.1を事務局より説明願います。

事務局

(11ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員

こちらの件について4月19日に■■■■さんには、電話で、■■■■さんに自宅訪問で確認したところ、こちらの内容で間違いはないとのことでご審議の程、よろしく願います。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員

10aあたり30kgは、どうですか。安すぎるのでは。

事務局

■■■■さんですが、ご不幸が重なりお1人暮らしで体調が優れないことから農業ができる状況でないこと、以前貸していた親族の方もご高齢で引き受けができないということから、■■■■さんへ話がありました。ほ場の所在が金井道地区で、自宅から遠いことや、■■■■さんは、現在、湯本地区・竜生地区など引き受けていただいていることもあり、通常10aあたり60kgのところ、10aあたり30kg、双方で合意があったとのこと。

議長

その他ございますか。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:12決定)

議長 続いてNo.2とNo.3については関連がございますので一括審議とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (11ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。同じく 中郷・児渡地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 No.2とNo.3について説明します。No.2の件について、4月17日に■■■さんと■■■さんに電話確認しました。この内容で間違いございません。No.3について、■■■さんと■■■さんをご親戚であり、長年農業ができないうえに、今後お願いする形なので、今回からは、無償ということでお願いしたとのことでした。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員 田の貸し借りは、無償で合意とのことでしたが、固定資産税等はどうのように取り扱いをしているのでしょうか。

事務局 土地の地主が負担になるかと思われます。その他、水利権等は、耕作者側が負担しているのでは、ないかと思われます。

議長 異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:15決定)

議長 続いてNo.4からNo.6について事務局より説明をお願いします。

事務局 (11、12ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。上松本・下松本 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 No.4の■■■さんについては、自宅へ伺い、No.5、No.6については、双方へ電話確認したところ、この内容で間違いのないことです。ご審議願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:21決定)

議長 続いてNo.7について事務局より説明をお願いします。

事務局 (12ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。上松本・下松本地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 No.7について、双方に4月20日に電話で確認した所、間違いないという事でしたので、ご審議の程、よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:23決定)

議長 続いて、No.8について事務局より説明を願います。

事務局 (12ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。大里東部・南部地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明を願います。

推進委員 只今の件に関しまして、4月20日電話にて確認をしました。その結果、この事務局の内容に相違ございません。ご審議よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:27決定)

議長 続いて、No.9について事務局より説明を願います。

事務局 (12ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。本日欠席の 今坂・中屋敷・太多郎地区 農地利用最適化推進委員 に変わり、飯豊・小川地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明を願います。

推進委員 只今の件に関しまして、担当委員より、連絡があり、4月18日に電話にて確認をいたしましたとのことですので、審議の程、よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:31決定)

議長

続いて、No.10について事務局より説明を願います。

この案件は、1番委員 に関する案件であり、天栄村農業委員会  
議規則第10条の規定により、1番委員 退席願います。

事務局

(12ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願  
いたいと思います。 飯豊・小川地区 農地利用最適化推進委員 よりご  
説明を願います。

推進委員

事務局の説明とおりです。審議の程、よろしくお願います。

議長

説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:33決定)

議長

続いて、No.11について事務局より説明願います。

事務局

(12ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願  
いたいと思います。 飯豊・小川地区 農地利用最適化推進委員 よりご  
説明を願います。

推進委員

4月18日に双方に確認しまして、その結果、事務局の説明通り、内容に  
誤りはございませんので、ご審議願います。

議長

説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

議長

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:35決定)

議長

続いて、No.12、No.13について事務局より説明願います。

事務局

(12、13ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願  
いたいと思います。 飯豊・小川地区 農地利用最適化推進委員 よりご

説明願います。

推進委員 4月18日に、No.12、No.13の双方に電話で確認した所、こちらの内容で間違いありませんでしたので、審議の程宜しくお願い致します。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員 No.11の件もあり、貸し手の■■■■さんが、2人の方と利用権を結んでいたが、理由はありますか。

事務局 それぞれのほ場が、離れており、近隣ほ場を耕作している2名それぞれと利用権を結んでいるとのことでした。

議長 他に意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:41決定)

議長 続いて、No.14、No.15について関連がございますので、事務局より一括で説明願います。

事務局 (13ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。湯本・田良尾・大平地区 農地利用最適化推進委員よりご説明を願います。

推進委員 ■■■さんへは、4月11日の堰上げの際に確認し、No.14については、今日電話にて確認しまして、No.15についても4月19日電話にて確認し、間違いありませんでしたので、審議の程よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:48決定)

議長 以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。

これをもって議長をおろさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

事務局長 閉会を職務代理よりお願いいたします。

職務代理 以上を持ちまして、第4回天栄村農業委員会総会を閉会致します。


(14:50終了)



天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和3年5月20日

内山 正勝 

石塚 繁男 

佐藤 正尉 